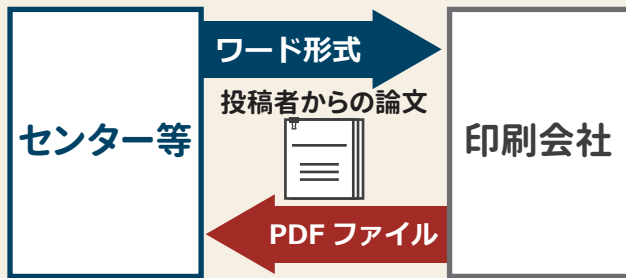


学術機関リポジトリ登録に関するお願い

九州産業大学学術リポジトリ登録までの流れ



1. センター等は、投稿者からの論文をワード形式で、印刷会社へ送付し、PDFファイルで納入してもらう。

センター等の投稿規程に九州産業大学学術リポジトリへの登録を許諾することが明記されているか確認

2. センター等の投稿規程に九州産業大学学術リポジトリへの登録を許諾することが…

明記されている場合

登録許諾書を提出する必要はなく、**PDFのみ**を各編集委員長が取りまとめて図書館へ提出する。

明記されていない場合

登録許諾書と**PDF**を各編集委員長が取りまとめて図書館へ提出する。

明記あり
PDFのみ



明記なし
登録許諾書とPDF



各編集委員長



3. 図書館は、学術リポジトリへ登録する。



4. 学術リポジトリへ登録した論文は、CiNii Research や IRDB へと収集（ハーベスト）される。



図書館が電子化・公開するために印刷業者へ対応していただきたいこと

- (1) ジャーナルの印刷を委託する印刷会社に対して、本誌がオンライン・ジャーナルであり、最終的な納入形態をPDFファイルとしてほしい旨を伝える。
- (2) PDFファイルでの納入を印刷会社に依頼する際には、個々の論文のPDFファイルが必要である旨も伝える。

各センター等紀要の著作権について

機関リポジトリに登録することで、著作権が移行することはありません。(リポジトリ登録後も、著作権は著者にあります)

センター等における準備

A 完全電子ジャーナル化する場合の手続き

1 オンラインジャーナル用の ISSN の取得 (初回のみ)

- ①国立国会図書館 ISSN 日本センター (<https://www.ndl.go.jp/jp/data/issn/index.html>) へ、「ISSN 登録申請」(web、メール添付、FAX) を提出する。
- ②仮発行された ISSN を図書館へ連絡。
- ③図書館が学術リポジトリへ登録 (仮登録) ・公開し、センター等へ報告する。
- ④センター等は、国立国会図書館 ISSN 日本センターへ、「ISSN オンライン・ジャーナル公開通知」を提出する。
- ⑤国立国会図書館 ISSN 日本センターから正式通知が郵送される。(約 6 ヶ月)
- ⑥図書館へ連絡する。

2 各センター等投稿規定の変更

「投稿者は、本誌に掲載された論文等について、九州産業大学学術リポジトリ上での電子化と公開を許諾しているものとする。」等の、リポジトリ登録を前提とした文言を投稿規定に付加。

3 国立国会図書館への納本義務

不要

B 電子化するが冊子体も残す場合の手続き

1 オンラインジャーナル用の ISSN の取得 (初回のみ)

- ①国立国会図書館 ISSN 日本センター (<https://www.ndl.go.jp/jp/data/issn/index.html>) へ、「ISSN 登録申請」(web、メール添付、FAX) を提出する。
- ②仮発行された ISSN を図書館へ連絡。
- ③図書館が学術リポジトリへ登録 (仮登録) ・公開し、センター等へ報告する。
- ④センター等は、国立国会図書館 ISSN 日本センターへ、「ISSN オンライン・ジャーナル公開通知」を提出する。
- ⑤国立国会図書館 ISSN 日本センターから正式通知が郵送される。(約 6 ヶ月)
- ⑥図書館へ連絡する。

2 各センター等投稿規定の変更

「投稿者は、本誌に掲載された論文等について、九州産業大学学術リポジトリ上での電子化と公開を許諾しているものとする。ただし、著者が電子化の公開を許諾しない論文についてはその限りではなく、その際には著者は図書館に申し出ることとする。」等の文言を投稿規定に付加。

3 国立国会図書館への納本義務

納本しなければならない。

C 電子化をせず冊子体で発行する場合の手続き

1 オンラインジャーナル用の ISSN の取得

不要

2 各センター等投稿規定の変更

「投稿者は、本誌に掲載された論文等について、九州産業大学学術リポジトリ上での電子化と公開を許諾しているものとする。ただし、著者が電子化の公開を許諾しない論文についてはその限りではなく、その際には著者は図書館に申し出ることとする。」等の文言を投稿規定に付加すれば、リポジトリ登録に際して、論文ごとに許諾書を作成・提出する必要がなくなる。

3 国立国会図書館への納本義務

納本しなければならない。